

●香川県監査委員公表第11号

平成28年2月22日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年5月13日

香川県監査委員 林 勲
同 大西 均

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 植田 真紀

高松市 渡辺 智子

2 請求書の提出

平成28年2月22日

3 請求の内容

（以下、平成28年2月22日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。）

(1) 香川県知事に対する措置請求の要旨

香川県知事が平成26年度に香川県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、別紙返還請求対象件数・合計金額整理表の「違法・不当支出額合計」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各議員に対して香川県に返還するよう請求することを求める。

(2) 措置請求の理由

香川県議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金的一种であり、地方自治法第100条第14、15項及びこれに基づき制定された「香川県議会政務活動費交付条例」（以下「条例」という）に基づき、香川県議会議員一人当たり月額30万円、年額360万円が交付されている。

地方自治法第100条第14項は「普通公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することができる」と定めている。

「条例」は、これに基づき、第1条で政務活動費が「香川県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として交付されるものであること、第2条第1項で政務活動費が「議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（「政務活動」）に要する経費に対して交付する」ものであること、第2条第2項で「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができる」旨、第8条第1項で「議員は、政務活動費に係る収支報告書に領収書等の写しを添えて、翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない」こと、第12条で知事は、「議員がその年度交付を受けた政務活動費の総額から、議員が「その年度において行った政務活動による支出の総額を控除して残余がある場合」は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命じることができることを、それぞれ定めている。

したがって、香川県議会の政務活動費は、「その年度において」支出された、「香川県議会の議員の調査研究に資する」ため「必要な」「経費」に限って、支出が認められている。

ア 会派共同政務活動費（香川地域政策センター費を含む）

自民党議員会の会派共同政務活動費の総額は、年間17,640,000円である。また、社会民主党・県民連合の会派共同調査費と香川地域政策センター費の総額は計2,720,000円である。これらの政務活動の中身については、自民党議員会の場合には3回（6月23日、7月7日、10月8日、場所はすべて県議会議事堂）の勉強会を開催した旨の報告があるのみで具体的な支出内容は不明である。また、社会民主党・県民連合については、支出内容も調査内容も不明である。

議員が所属する会派が、議員の政務活動費を財源として行う支出については、これを議員自身が行う支出と同一の基準によって査定し、政務活動費から支出することが適法と認められるものと認められないものとに区分すべきである。議員個人が政務活動費の支出として会派に支払う共通経費は、会派の支出が適法と認められる範囲でのみ適法と認められる。本件のように、会派が支出した支出の使途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の使途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められない。

イ 議員連盟・政策研究会

高額の会費が支出されていた3つの新たな議員連盟と1つの政策研究会会費は、前年度と比較して大幅に減少したものの、「香川県議会中議議員連盟」と「産業政策研究会」の会費として8名の議員については、総額1,085,000円が支出されている。

上記の会派共同政務活動費と同様、議員が所属する議員連盟または政策研究会が、議員の政務活動費を財源として行う支出については、これを議員自身が行う支出と同一の基準によって査定し、政務活動費から支出することが適法と認められるものと認められないものとに区分すべきである。議員個人が政務活動費の支出として議員連盟または政策研究会に支払う会費は、議員連盟または政策研究会の支出が適法と認められる範囲でのみ適法と認められる。本件のように、議員連盟または政策研究会の支出の使途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の使途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められない。

なお、現在、進行中の平成25年度分の香川県議会政務活動費の住民訴訟において、会派共同政務活動費と議員連盟会費に関して、その支出の使途に関する文書の送付を求めたが、社会民主党・県民連合と香川地域政策センター以外からは送付されなかったため、改めて高松地方裁判所に文書提出命令の申立をしている。使途に関する書類を提出することもできないとすれば、明らかに違法支出と判断せざるを得ない。

香川県議会政務活動費マニュアルは、会派共同調査費、議員連盟会費も政務活動費として実費を充当可としているが、全国都道府県議長会は、「団体の活動内容や目的が政務活動に適うものであることが必要」としており、具体的な活動内容が明らかにならなければ適否を判断できないのであるから、もし、会派共同調査費や議員連盟会費への政務活動費充当を認めるなら、活動内容や具体的な使途について報告を求めるべきである。地方自治法第100条第16項も、香川県議会政務活動費交付条例第10条も、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることを求めていることは改めて言うまでもない。

ウ 「意見交換会会費」等の名目の支出

前年度と比較して多少減少したものの、30名の議員について2,133件、総額15,275,228円が、会費が明確に設定されていない会合（地元自治会や各種団体の会合やお祭り、趣味の会等）に出席し、「意見交換会会費」や「県政報告」という名目で支出している。

このような支出は、添付の都道府県議会調査結果の通り、全国の都道府県議会においても特異な支出であるだけでなく、このようなかたちで地元にお金をばらまくことは公職選挙法違反とされているにも関わらず、多くの場合、自分で準備した領収書を持参して、堂々と政務活動費を支出している。会費制でない会合への支出は公職選挙法で禁止された寄付行為に該当するとして、政務活動費マニュアルで禁止している議会もある。また、マニュアルに明記していない議会についても、このような支出が公職選挙法違反になることは、あまりに当然のことなのであえて記載していない議会も多いと考えられる。よって、本件支出はすべて違法である。

エ 上記以外の支出について

(ア) 選挙対策と判断せざるを得ない広報費の支出

これらについては、それ以前の年度には、紙媒体の県政報告に関する支出が見当たらないが、選挙前年度である平成26年度に突然、リーフレットや県政広報誌発行費用などの支出が見受けられる。明らかに選挙対策の費用である可能性がきわめて高い。選挙対策の費用でないことが明確に示されない限り、適法な支出とは言えない。

綾田 福雄議員	リーフレット制作・印刷費	17,280円
新井 由泰議員	県政報告リーフレット関連費（合計）	1,378,132円
尾崎 道広議員	リーフレット制作・印刷費（合計）	864,460円
香川 芳文議員	リーフレット制作・印刷費（合計）	85,320円
黒島 啓議員	リーフレット制作・印刷費	21,600円
斉藤 勝範議員	リーフレット制作・印刷費	151,200円
佐伯 明浩議員	リーフレット制作・印刷費	125,820円
白井 昌幸議員	リーフレット制作・印刷費（合計）	100,145円
高木 英一議員	リーフレット制作・印刷費・送料（合計）	130,835円
都築 信行議員	県政広報誌発行関連費（合計）	807,624円
広瀬 良隆議員	広報誌作成・配布費（合計）	129,045円

また、山本悟史議員は政務活動費の全額4,575,764円を県政レポート関連経費（作成・印刷費、新聞折り込み費、ポスティング費）に支出している。もちろん、県政や議会活動について広く県民に知らせ、その意見を聴くという広聴広報は重要な活動であるが、同議員の場合には、県政報告には該当しない部分や政党関係の記載についても按分されておらず、政務活動費で選挙対策を行っていると言わざるを得ないことから、少なくとも半分は不当支出である。

(イ) 県政報告会・県政に関する意見交換会について高額な会場費

鎌田 守恭議員	3件	60,000円
黒島 啓議員	2件	55,000円
砂川 保議員	3件	93,420円
谷久 浩一議員	7件	232,100円
新田 耕造議員	1件	80,000円

これらについては、「県政報告会」や「県政に関する意見交換会」を行うための会場費とされているが、具体的な内容は不明である。また、会場によっては、飲食が主目的としか考えられない施設もあり、但し書きに「軽食代」と書かれている領収書もあるが、

飲食を伴うものについての支出は認められないばかりか、有権者に軽食を提供したとすれば、公職選挙法違反となり、違法な支出である。

(ウ) 不透明な委託費

a 村上 豊議員

川岡小学校PTA役員に対して、携帯電話に関する調査委託費300,000円、また、佐々木廃棄物会社役員に対して、廃棄物行政に関する調査委託費400,000円を支出している。しかし、委託する場合、当然のことながら、委託契約書や成果物等の提出が必要であるが、これらは明らかになっておらず不当な支出である。

b 平木 享議員

ホームページ更新料として216,000円を按分した108,000円を支出している。支出先は、「プランナーヒロセ」となっているが、記載の住所は「広瀬酒店」であり、電話帳やインターネットで検索しても「プランナーヒロセ」は見当たらない。ホームページの作成が業務であるにも関わらず、自社のホームページはなく、このホームページ更新委託に関しては不当な支出である。

(エ) 引退直前の不自然な支出

村上豊議員は、議員引退直前の年度において、カンボジアのアンコールワット視察費282,866円（11月19日～23日）、シンガポール視察費169,400円（2月6日～9日）、世界遺産になった富岡製糸場視察費57,130円（3月19日～21日）など、観光旅行とも思われる駆け込み視察と言わざるを得ない支出を繰り返している。

また、世界遺産に関するDVD作成費235,440円、パソコン購入費185,220円を按分した92,610円を駆け込み支出しているが、これらが政務活動として必要な支出とは考えられない。これらの引退直前の不自然な支出については、不当な支出であると言わざるを得ない。

(オ) 香川県相撲連盟に対する香川県スポーツ振興調査のための費用

これまでも同じ名目で毎年度支出されていたが、今回16名の自民党議員は総額160,000円を香川県相撲連盟に対して支出している。香川県相撲連盟に対して、「香川県スポーツ振興調査」のための費用を支払っているが、どのような調査を行い、どのような結果が報告されているのか明らかではない。

また、領収書に記載されている香川県相撲連盟の住所（高松市松島町1-13-14九十九ビル4階）は、代表の磯崎仁彦・自民党参議院議員の香川事務所と同じであり、政務活動費が自民党香川県連に流れている可能性があることから不当な支出である。

(カ) 香川県議会防衛議員連盟主催の自衛隊の活動等に関する研修会費

9名の自民党議員、総額72,000円を支出している。本研修会の会場は県議会であり、講師は自衛隊員であることから、会場費・講師料とも費用が発生することは考えにくく、使途が不透明なことから不当な支出である。

(キ) 香川県議会中讃議員連盟主催の勉強会費

香川県議会中讃議員連盟は、年間120,000円もの会費を徴収しているにも関わらず、4名の議員が会費とは別に勉強会会費10,000円をそれぞれ支出しているが、勉強会の内容が明らかではなく、使途が不透明なことから不当な支出である。

(ク) 私的な支出だと思われるもの

a 氏家 孝志議員

「ブランド化」に関する意見交換の費用51,631円とあるが、意見交換を行った日時・相手先・場所が明らかではなく、実際の用途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められない。

b 香川 芳文議員

一般社団法人実践倫理宏正会が発行する「倫風」という雑誌3,600円を購入しているが、県政とは関係のない内容である。県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と考えられるものには認められるが、本件は明らかに私的な支出である。

c 平木 享議員

3台の駐車場代（事務所の来客用2台分と議員本人1台分）を支出しているが、事務所の来客用2台分は認められるとしても、議員本人の駐車場代は私的な支出であるため、1台分の30,000円は不当な支出である。

よって、香川県知事が香川県議会の各議員に対して前記の政務活動費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実には該当するので、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

(3) 添付書類（事実証明書）

ア 香川県議会平成26年度政務活動費 返還請求対象件数・合計金額整理表

（以下の書類については省略をする。）

イ 都道府県議会調査 会費制でない会合等への政務活動費支出の有無について

ウ 証拠書類各写し 各1通

4 請求書の補正

（以下、平成28年3月16日付けで提出された住民監査請求書の補正についての原文の内容に即して記載する。）

(1) 補正の要旨

香川県議会の政務活動費は、地方自治法第100条第14、15項及びこれに基づき制定された「香川県議会政務活動費交付条例」（以下「条例」という）に基づいて各議員に交付されるものであり、実費弁償を原則とする補助金の一種である。従って、その支出根拠と支出が認められる範囲は、政務活動に必要な経費に限られる。

県議会議員の活動は、政務活動費との関係では観念上、「政治活動」と「私的活動」に区別することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区別することができるが、これらの活動のうちの「政務活動」にかかる、「条例別表」に定める用途基準に該当するものについてのみ、また、「政務活動」「政務活動以外の政治活動」「私的活動」のいずれに用いられたか判別できないものについては、合理的な按分によってのみ、支出が許されるものである。従って、その用途が不明である支出は適法な政務活動費の支出とは認められない。

ア (3(2)アの)「会派共同政務活動費（香川地域政策センター費を含む）」については、その用途が全く明らかにされていないため、冒頭に述べた通りその支出は適正でない判断せざるをえない。

香川県監査委員も平成27年5月8日付けの監査結果報告において、「仮に、会派が政務活動費を直接支出された場合は、収支報告書等の提出が求められることから、そ

れとの均衡も配慮するよう努められたい。」と議会に対して要望されたが、その後、公開された平成26年度分についても全く使途が明らかにされないままであり、監査委員の要望は無視され続けている。

ちなみに香川県議会社会民主党・県民連合の会派共同政務活動費と香川地域政策センター費については、進行中の平成25年度分の県議会政務活動費に関する住民訴訟の過程で、政党活動に支出されていたと判断せざるを得ない資料が提出されている。自由民主党議員会の会派共同政務活動費に関しては、当該訴訟の中で収支報告や領収書類の提出を求めても応じないため、現在、裁判所に文書提出命令の申立を行っているが、提出を拒む背景には不適正な支出等の問題が隠されている可能性も高いと推認されるので、監査委員におかれては提出を求め厳しく監査して頂きたい。

イ (3(2)イの)「議員連盟・政策研究会」についても、冒頭に述べた通り、その使途が明らかにされていない以上、適正な支出とは認められない。

なお、前述の訴訟においてはこれらの議員連盟・政策研究会も収支報告や領収書類提出の求めに応じておらず、産業政策研究会にいたっては文書提出命令の申立に対する意見書において「文書を保管していない」としている。政務活動費が公金から支出されているという基本的な認識さえないのではないかと疑わざるを得ない。

ウ (3(2)ウの)「意見交換会費」等の名目の支出については、自分で準備した領収書を持参していることから会費制でないことが明らかな会合や、飲食が主目的と思われる会合等に政務活動費を支出しており、「意見交換」の内容についても全く明らかにされていないことから、その支出が適正であるとは到底考えられない。

添付書類の全国都道府県議会調査の結果が示す通り、香川県議会における「意見交換会費」支出の現状は極めて異常で、調査に応じてくださった多くの議会事務局の職員も驚いていた。会費制でない会合への支出は公職選挙法で禁止された寄付行為に該当するとして政務活動費マニュアルで禁止している議会も多く、会合の内容を示す書類の添付を求めている議会もある。

厳しい監査もせずに香川県議会のような支出のあり方を是認することは香川県の監査制度の機能不全をも疑われかねない。

エ (3(2)エ(ウ)の)「不透明な委託費」についても、委託契約書や委託調査の成果を示す資料等が明らかにされ、支出された政務活動費がそれに見合うものであることが示されない限り適正な支出とは認められない。

オ (3(2)エ(オ)の)「香川県相撲連盟に対する香川県スポーツ振興調査のための費用」についても請求書に記載した通り、調査内容等についての報告がなく、また、支出先団体の所在地が国会議員の香川事務所と同一であることから、政務活動費が政治団体に支出された可能性もあるため、監査委員による監査を求めるものである。

カ (3(2)エ(カ)の)「香川県議会防衛議員連盟主催の自衛隊の活動等に関する研修会費」についても、請求書に記載した通り、会場費・講師料とも費用が発生することは考えにくい。1名8,000円という金額は飲食を主目的とする懇親会のような会合に支出された可能性が極めて高く、適正な支出とは認められない。

キ (3(2)エ(キ)の)「香川県議会中讃議員連盟主催の勉強会費」については、「香川県議会中讃議員連盟」は前述の住民訴訟においても収支報告や領収書類の提出を拒んでおり、ど

のような活動をしているのか全くわからない。年間120,000円もの会費を徴収しているにも関わらず、4名の議員がそれとは別に勉強会費10,000円を支出しているが、勉強会の内容が明らかではなく、飲食を主目的とする会合に支出された可能性が極めて高いため、適正な支出とは認められない。

ク (3(2)エ(ク)の)「私的な支出だと思われるもの」については、請求書に述べた通り、意見交換の内容が明らかでない、政務活動に必要な経費であるとは認められない、私的な支出が按分されていない、などの理由で適正な支出とは認められない。

ケ (3(3)ウの)「証拠書類各写し」については交付を受けた書類を添付する。

コ (3(3)アの)「香川県議会平成26年度政務活動費 返還請求件数・合計金額整理表」と(3(3)ウの)「証拠書類各写し」については、綾田福雄議員の会派共同政務活動費に係る証拠書類の写しが未提出であったので、今回、添付する。

また、氏家孝志議員の意見交換会については、領収書等添付票13の四国観光議員連盟意見交換会費負担金10,000円の写しが誤って混入していたので、これを添付書類から除外する。

さらに、添付書類のうち、都道府県議会調査については、その後、全議会事務局から回答を得たので、「会費制でない選挙区内の会合等への政務活動費支出の有無について」に差し替えの補正をする。

今回も私たちは何時間もかけて膨大な資料をチェックし、多額のコピー代を支払って写しを入手しました。また、特に「意見交換会費」については香川県議会の現状が全国的に見ていかに異常であるかを示すために、全都道府県議会に対する調査も実施しました。県民としてできる調査は精一杯行った上での監査請求です。今回、求められた上記ア～ウの補正について、ここから先を調査されるのは県監査委員のお仕事ではないか、という気持ちを抑えながら回答したことを申し添えておきたいと思います。

私たちは平成25年度分の香川県議会政務活動費について住民訴訟も提起せざるを得なかったわけですが、監査制度が機能していれば、このような過大な負担を県民に負わせることもなかったはずですし、全国の多くの事例のように返還命令の判決が出るまでに長期間の裁判を経るということになるなら、香川県にとってもプラスのはずはありません。

政務活動費については全国でさまざまな問題が起きていますが、議会のあり方とともに、議会費を聖域化してそうした問題をチェックできなかった監査のあり方も問われています。

監査委員におかれては、平成27年5月8日付の監査結果報告で香川県議会に対して要望された内容が完全に無視されている現状を重く受け止め、厳正な監査を実施して下さいようお願いいたします。

(2) 添付書類 (事実証明書)

ア 都道府県議会調査 会費制でない選挙区内の会合等への政務活動費支出の有無について
(以下の書類については省略をする。)

イ 証拠書類各写し 各1通

香川県議会平成26年度政務活動費 返還請求対象件数・合計金額整理表

議員名	会派共同政務活動費		香川地域政策センター 会費		議員連盟・政策研究会		意見交換会(県政報告を 含む)		その他		違法・不当支出額合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1 綾田 福雄	1	630,000					77	765,000	1	10,000	81	1,430,280
2 新井 由泰	1	630,000							1	8,000	10	2,008,132
3 有福 哲二	1	630,000					101	735,000	1	17,280	103	1,375,000
4 石川 豊	1	630,000					92	650,500	9	1,378,132	95	1,300,500
5 氏家 孝志	1	630,000			2	120,000	50	321,000	1	10,000	58	1,140,631
6 大山 一郎	1	630,000							1	8,000	1	630,000
7 尾崎 道広	1	630,000					164	1,205,000	1	8,000	168	2,707,460
8 香川 芳文	1	630,000			2	120,000	100	965,500	2	864,460	107	1,812,420
9 鎌田 守恭	1	630,000					4	40,000	1	3,600	8	730,000
10 黒島 啓	1	630,000					4	40,000	1	8,000	8	746,600
11 五所野尾恭一	1	630,000			2	120,000	84	489,000	2	85,320	87	1,239,000
12 斉藤 勝範	1	630,000					171	960,000	1	60,000	176	1,769,200
13 佐伯 明浩	1	630,000			6	125,000	182	1,064,500	1	21,600	192	1,965,320
14 白井 昌幸	1	630,000					27	265,000	1	10,000	31	1,005,145
15 砂川 保	12	144,000	12	336,000			4	30,000	2	100,145	31	603,420
16 十河 直	1	630,000					70	700,000	3	93,420	71	1,330,000
17 高木 英一	1	630,000							1	21,600	3	760,835
18 高城 宗幸	1	630,000					121	923,000	2	130,835	124	1,573,000
19 高田 良徳	8	96,000	8	224,000					1	10,000	16	320,000
20 竹本 敏信	12	144,000	12	336,000			44	390,000	1	10,000	68	870,000
21 谷久 浩一	1	630,000			6	125,000	28	242,228	1	10,000	43	1,239,328
22 辻村 修	1	630,000			2	120,000	96	562,000	7	232,100	101	1,330,000
23 都築 信行							15	145,000	1	10,000	16	807,624
24 西川 昭吾									1	8,000	15	145,000
25 新田 耕造	1	630,000			7	230,000	18	123,000	1	80,000	29	1,081,000
26 花崎 光弘	1	630,000					20	155,000	1	10,000	22	795,000
27 平木 享	1	630,000					66	563,000	1	10,000	81	1,341,000
28 広瀬 良隆									1	108,000	11	129,045
29 米田 晴彦	12	144,000	12	336,000					12	30,000	24	480,000
30 松原 哲也	1	630,000			6	125,000	46	289,000	11	129,045	55	1,062,000
31 松本 公継	1	630,000					83	809,500	1	8,000	84	1,439,500
32 水本 勝規	1	630,000									1	630,000
33 三野 康祐	12	144,000	12	336,000			1	5,000			25	485,000
34 宮本 欣貞	1	630,000					152	1,117,000	1	10,000	154	1,757,000
35 村上 豊							1	10,000	3	282,866	18	1,547,446
36 森 裕行	12	144,000	12	336,000			104	520,000	3	169,400	128	1,000,000
37 山下 昭史	1	630,000					159	796,000	7	57,130	160	1,426,000
38 山田 正芳	1	630,000					49	395,000	1	400,000	52	1,043,000
39 山本 悟史									1	235,440	8	2,287,882
合計	96	18,456,000	68	1,904,000	33	1,085,000	2,133	15,275,228	135	10,910,422	2,465	45,342,768

【都道府県議会調査】 会費制でない選挙区内の会合等への政務活動費支出の有無について

(市民オンブズ香川調べ/2016年2月26日現在)

No.	都道府県	【問1】会費制でない選挙区内の会合等に、会費・参加費・意見交換会等の名目で政務活動費を支出している議員はいるか。		【問2】会費制でない選挙区内の会合等に、会費・参加費・意見交換会等の名目で政務活動費を支出することを禁止する規定や申し合わせがあるか。		具体的な規定等の内容について
		いる	いない	ある	ない	
1.	北海道	不明※			○	※その会議について、会費があるかどうかの判断はしていない。
2.	青森県		○	○		「政務活動費を充当するのに適しない例の一つに「私的経費や政務活動の趣旨に合わない交際費の支出には充当しない」とされ、具体例として、「個人の立場で加入している団体などに対する会費等(町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費及びライオンズクラブ・ロータリークラブ会費)」、「政務活動と関連しない団体への会費・参加費」が示されています。
3.	秋田県		○		○	公職選挙法が禁止する寄附行為に該当すると思われるため、あえて政務活動費の使途マニュアルに記載する必要はないと考える。
4.	岩手県		○	○		事務処理マニュアルにおいて、冠婚葬祭等(葬儀・祝賀会・結婚式・祭り等)の私的活動及び飲食・食費を主目的とする各種会合への出席に要する費用などは充当できない。
5.	山形県		○		○	
6.	宮城県		○	○		「政務活動費の手引き」に規定あり
7.	福島県		○		○	
8.	茨城県		○		○	
9.	栃木県		○		○	
10.	埼玉県		○	○		公職選挙法で禁止されている寄附に該当する支出には充当できない。
11.	群馬県		○	○		政務活動費の一環として、選挙区内各種団体が主催する会議・会合等に参加する場合、会費制の会議会合等における会費以外の支出を行うことは、公職選挙法で禁止された寄附に該当する。
12.	千葉県		○	○		・町内会、趣味の会など個人的に開催する団体等が主催するもの及び政党、政治家等が主催するパーティ等について対象とすることはできない。 ・茶菓子代のほか、昼食代、夕食代、会議に付随した飲食を伴う懇親会の経費など、飲食に要した経費については、政務活動費を充てることはできない。「千葉県議会政務活動費の手引き(平成25年3月改訂版)(抜粋)」より
13.	東京都		○		○	
14.	神奈川県	不明			○	
15.	山梨県		○		○	
16.	静岡県		○		○	
17.	長野県		○		○	
18.	愛知県	不明		○		公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費、祭祀・祭礼への出席に要する経費、他の団体の役員を兼ねている場合における、その団体の理事会、役員会及び総会等への出席に要する経費には充当できない。
19.	岐阜県		○		○	「政務活動費マニュアル」から抜粋 「会費・負担金の支出について(他者が主催する会議等に要する経費として)飲食を伴う会費・負担金の支出については、県民の理解を招きやすい部分であり、政務活動費を充当する場合にあっては、政務活動との一体性・関連性が必要であり、かつ、会費の支出となる団体の活動内容やその金額、参加者、実施形態、開催場所等が「公職選挙法の制限に抵触しないこと」及び「社会通念上妥当な範囲のものであること」が必要であると考えられます。」
20.	三重県		○	○		「政務活動費ガイドライン」に政務活動費を支出することが不適切と考えられる例に記載あり。
21.	新潟県		○	不明		
22.	富山県		○	○		懇談会の会費については、それが会派(議員)が所属していない団体等が主催する意見交換を目的とした会合に付随するものであって、会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に限り充当できるものとする。
23.	石川県		○	○		マニュアルに会費として支出するのに適しない例を例示している。
24.	福井県		○		○	マニュアルに「実質的な意見交換を目的とした会議であること」とし、領収書だけでなく「開催通知(会議資料)」も必要であることを明記している。
25.	京都府		○		○	
26.	滋賀県	2人/47人中		○		政党、選挙、後援会、私的のものは対象外
27.	奈良県		○		○	
28.	和歌山県	不明		不明		
29.	大阪府	不明			○	
30.	兵庫県	不明 (※平成26年度は明示した規定がなく不明)		○		具体的に会合参加費については、公職選挙法に定める「寄附の禁止」に該当しないことを前提として、下記の要件を全て満たすものに対して充当できる。 (1)他の参加者にも同一の会費負担が求められている「会費制」であること (2)「会費制」及び「会費額」が示された通知文書を議長に提出すること (3)当該会合における意見聴取等政務活動の内容について活動報告書に記載すること。(平成27年6月12日付け手引改訂)
31.	岡山県		○	○		マニュアルに「調査研究費」と「会議費」の項目に、特に食費について記述があり、会費の額が明確に定められている(意見交換を目的とした会合に付随するものであり、会費の額、参加者、実施形態、開催場所等が社会通念上相当な範囲のものである限り充当可。上限額は5千円とする。)ことを条件としている。
32.	広島県	不明※			○	※個々の会議について会費制であるかどうかは把握していない。
33.	鳥取県		○		○	
34.	島根県	不明※			○	※個々の会議について会費制であるかどうかは把握していない。
35.	山口県		○		○	
36.	徳島県		○		○	
37.	香川県	30人/41人中			○	
38.	愛媛県		○	○		事務処理マニュアルで「会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に限り充当できるものとする」と規定している。
39.	高知県		○	○		マニュアルに会費として支出するのに適さない例を示している。
40.	福岡県		○		○	そもそも会費制でないものに会費を支払うことを想定していない。仮に会費の実質がある場合でも当該会費が政務活動に資するものかどうかという観点から充当の可否について判断している。また、議員が個人の立場で加入されている団体等の会費(商工会費、スポーツクラブ費、同窓会費など)には、充当はできないこととなっている。
41.	佐賀県		○	○		親睦または飲食を目的とする会合の会費、意見交換を伴わない会合の会費は充当不可。
42.	長崎県		○		検討中	平成28年度から取扱いの改正を行うこととしており、その中で、会議等について開催通知等の文書の添付を求めることとしている。
43.	大分県		○		○	
44.	熊本県		○	○		政務活動費事務処理の手引きにおいて、経費別の支出にあたっての運用指針がある。アルコール・食事代には支出できない。
45.	宮崎県		○	○		使途基準マニュアルにおいて、会合等の出席に要する会費については、会費の額が明確に定められていることが要件となっている。
46.	鹿児島県		○		○	
47.	沖縄県		○		○	

選挙区内の会費制でない会合等に政務活動費を支出している議員が… いる 2県 いない 37府県 不明 8道県

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成28年3月22日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容から、県の財務会計上の行為として、平成26年度における政務活動費の支出のうち、住民監査請求書及び添付書類（事実証明書）に示されたものを対象とした。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人からの証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成28年3月30日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、同日、請求人2名の出席があり、証拠の提出はなかったが、各請求人から請求の趣旨を補充する陳述がなされた。

陳述の要旨は次のとおりである。

(1) 請求人（植田真紀）の陳述（要旨）

ア 意見交換会会費の支出

全部で2,133件の支出について指摘をしている。前回の監査結果の中で、意見交換会費の支出については、公職選挙法に違反するかどうかは判断できないと書かれているが、今回の住民監査請求は、県議の政務活動費の支出が違法な支出かどうかについて監査を求めるものである。公職選挙法に違反するかどうかの判断を避けないでいただきたい。

議員の意見交換会費の選挙区内での会費制でない会合への政務活動費の支出の有無について全国の都道府県議会に直接調査を行ったところ、添付の表にあるとおり、全国的な流れをみると、こういった類の支出は、公職選挙法違反が強いと判断している。そもそもそうした支出を想定していないという回答が多かったというのが印象である。公職選挙法違反の判断は、今回は特にお願いしたい。違法な支出かどうかを是非調査していただきたい。

イ 会派共同政務活動費及び議員連盟・政策研究会への支出

自民党であると63万円の領収書が1枚ついているというだけで、全くその中身の支出が一切わからない。これではすべての領収書を添付したことにはならない。その中身について違法、不当な支出がないかというものを監査していただきたい。

今、同時に並行して行われている住民訴訟の中で、その文書を求めているが、なかなか出てこない。それでは本当に県民の税金が適切に使われたかがわからない。そもそも裁判をするというのは、県民にとっては負担である。そのようなことがないように、監査機能をしっかり発揮していただきたい。

(2) 請求人（渡辺智子）の陳述（要旨）

ア 会派共同政務活動費への支出

前回の平成25年度分についての監査結果報告の中で、監査委員からも、会派の共同政務活動費については、直接支出された場合には収支報告書等の提出が求められると考えられることから、それとの均衡も配慮するよう努められたいと書いてあるのに、平成26年度は全く無視されている状況である。「これでは困る。」というふうな、対応をしていただきたい。

議会として、行政から独立していろいろな調査することが必要であることが以前から言われているが、平成25年度から条例改正によりすべての領収書の添付が義務付けられているということは、自主性・独立性が必要であるが、それよりもむしろ透明性の確保が重要であるということが認められ、それが条例改正につながっているわけである。

私自身は、議員活動の中でいろいろなことを独自に調べ、すべての領収書を出していたが、これによって全く活動ができないということはなかった。これを「これを出してしまえば自由

な研究や独自の調査ができない。」という理屈はもう通らないのではないかとことを申しあげておきたい。

イ 意見交換会会費の支出

全国都道府県議会の調査に関して、いろいろ問合せがあり、やり取りをする中で、「そんな支出をしているのか。」と聞かれ、「監査請求をしたが、問題なしということで、住民訴訟をしている。」と言うとみなさん驚かれる。

監査制度が機能していないのではないかと書いてしまったことを、大変失礼でないかと思うが、現実に香川県議会の常識は決して全国の都道府県議会の常識ではない。「そんなことが通るのは、香川県の監査はどうなっているのか。」というふうに思われても仕方がないような状況であることを強調したい。

監査請求で認めていただければ、裁判をするというのは、県民にとって大きな負担である。結果的に全国で多くの例では返還命令も出たりしており、その間の裁判に対する県の方でもコストは掛かっている。監査の段階で厳しい監査をしていただければ、双方にそういう必要が無くなるわけで、ぜひとも今回は厳しい監査をお願いしたい。

ウ 防衛議員連盟の研修会費

昨年度の住民監査請求の事実証明書として提出したが、防衛議員連盟の会費は、確か一人年間5,000円を集めており、毎年の議員連盟の総会をする時に収支報告が一応される。自衛隊の方を招いても通常、講師料、会場費は発生しないと思うし、仮に何か費用が掛かったとしてもそこから支出するはずである。私が議会にいた際、会費制で懇親会をする時には8,000円というのがいつも会費であったので、会費が8,000円といえば、飲み会だなあと考えた。別に意見交換会をするのであれば、研修会の場で質問もできるわけである。その後、一席設けて8,000円出し合ったのではないかというのが、私としては本当に目に見えるように推認される。飲食を主目的とするような会合に公金が使われるというのは、違法であると思うので厳しい監査をお願いしたい。

エ 委託費及び相撲連盟に対するスポーツ振興調査のための費用

議員が公費を使って調査研究をするというようなことは大切なことではあるが、当然、その内容や成果が示されなければならない。

委託費や相撲連盟に対するスポーツ振興調査のための費用について、どういう調査がされたのか、また国会議員とのからみもあるので、そのへんについてもきちんと説明がされなければ、違法というふうに思わざるを得ない。厳しい監査をお願いしたい。

第4 監査委員の除斥

本件請求の監査において、監査委員である香川芳文監査委員及び高城宗幸監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求のうち、意見交換会会費1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、携帯電話に関する調査委託費の支出、ホームページ更新委託料の支出、世界遺産に関するDVD作成費の支出、パソコン購入費の支出、香川県議会防衛議員連盟主催の自衛隊の活動等に関する研修会費の支出、香川県議会中讃議員連盟主催の勉強会費の支出及び駐車場代の支出に係る請求に関する部分は却下し、その余の請求に関する部分は、請求に理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

(1) 政務活動費の概要

地方自治法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務活動費を交付することができるとし、政務活動費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている（地方自治法第100条第14項、第15項）。

上記規定を受けて香川県議会政務活動費交付条例（平成13年香川県条例第4号。以下「政務活動費交付条例」という。）及び香川県議会政務活動費交付規程（平成20年香川県議会告示第1号。以下「政務活動費交付規程」という。）が定められている。

政務活動費の制度は、地方議員の活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の地方自治法改正により制度化された政務調査費を前身とするもので、平成24年9月の地方自治法改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大された一方、政務活動費を充てることができる経費は条例で定めなければならないとされ、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとするが、新たに定められた。

政務活動費の交付の対象及び額並びに交付の方法等は、以下のとおりである。

ア 政務活動費の交付の対象及び額

(ア) 政務活動費の交付の対象（政務活動費交付条例第3条）

月の初日に香川県議会議員である者

(イ) 政務活動費の額（政務活動費交付条例第4条）

月額30万円

イ 政務活動費の交付の方法等

(ア) 知事への通知（政務活動費交付条例第5条）

議長は、毎年度4月3日までに、政務活動費の交付を受ける議員を知事に通知するものとする。

(イ) 交付決定等の通知（政務活動費交付条例第6条）

知事は、議長から通知を受けたときは、政務活動費の交付を決定し、議長及び当該議員に通知するものとする。

(ウ) 請求及び交付等（政務活動費交付条例第7条）

議員は、四半期の最初の月の10日までに、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。

知事は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(エ) 収支報告書等の提出（政務活動費交付条例第8条）

議員は、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

議長は、収支報告書の写しを知事に送付するものとする。

(オ) 会計帳簿等の整理等（政務活動費交付条例第9条）

議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を調製し、その内容を明確にするとともに、領収書等を整理し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(カ) 議長の調査等（政務活動費交付条例第10条）

議長は、議員から提出された収支報告書等に関し、必要があると認めるときは政務活動費の適正な運用を図るために調査を行うとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(キ) 収支報告書等の保存及び閲覧（政務活動費交付条例第11条）

議長は、議員から提出された収支報告書等を、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79号）第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとする。

(ク) 政務活動費の返還（政務活動費交付条例第12条）

議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

知事は、当該議員に対し、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(2) 政務活動費の使途基準等

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（政務活動費交付条例第2条）

政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付するものとする。

政務活動費は、政務活動費交付条例の別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

経費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費
研 修 費	(1)議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費 (2)団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費
要請陳情費	議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費
会 議 費	(1)議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費 (2)団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費

資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入及び利用に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

イ 政務活動費マニュアル

香川県議会では、平成25年3月に使途基準の具体的内容や考え方などを取りまとめた政務活動費マニュアルを作成している。主な記載内容は次のとおりである。

(ア) 政務活動費の概要

根拠規程、交付制度の概要、政務活動費の使途（政務活動費が支出できる経費）

(イ) 政務活動費の使途基準

全般的な留意事項及び経費毎の使途基準（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、人件費）

(ウ) 政務活動費の実務

政務活動費の請求・交付、会計帳簿の調製等関係書類の整理保存、収支報告書の提出等（提出期限、提出書類、保存書類）、残余额の返還、収支報告書等の修正、情報公開

(エ) 記載例

政務活動費請求書（様式第3号）、収支報告書（様式第4号）、領収書等添付票（参考様式第1号）、支払証明書（参考様式第2号）、政務活動費経費別支出整理簿（参考様式第3号）、政務活動費走行台帳（参考様式第4号）、雇用契約書（参考様式第5号）、収支報告書等修正届（様式第5号）

(オ) 参考資料

地方自治法（抄）、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程、公職選挙法（抄）、様式（政務活動費の交付を受ける議員（様式第1号）、政務活動費の交付を受ける議員の異動（様式第2号）、政務活動費請求書（様式第3号）、収支報告書（様式第4号）、収支報告書等修正届（様式第5号）、閲覧請求書（様式第6号）、領収書等添付票（参考様式第1号）、支払証明書（参考様式第2号）、政務活動費経費別支出整理簿（参考様式第3号）、政務活動費走行台帳（参考様式第4号）、雇用契約書（参考様式第5号）、政務活動費振込口座届（参考様式第6号）

(3) 政務活動費の支出等の状況

平成26年度における政務活動費の支出の状況は、平成27年6月30日現在では次のとおりであった。

項 目	金 額
政務活動費交付金額	146,700,000円
実支出金額	157,001,288円
政務活動費を充当した支出金額	142,728,278円
残余额（返還額）	3,971,722円

※ 実支出金額は、各議員の収支報告書に記載された支出合計の総額である（各議員別の状況は次表のとおり）。なお、41名の議員のうち、年間交付金額360万円を超えて支出している議員は35名である。

平成26年度政務活動費収支状況総括表(議員別)

(50音順)

平成27年6月30日現在

NO	氏名	会派	内訳	交付金額	実支出金額	残 余 額 (返 還 額)
1	綾田 福雄	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,683,816	0
2	新井 由泰	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,793,832	0
3	有 福 哲二	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,750,863	0
4	石川 豊	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,630,501	0
5	氏家 孝志	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,772,285	0
6	大山 一郎	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,817,726	0
7	尾崎 道広	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	5,103,300	0
8	香川 芳文	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,666,596	0
9	櫻 昭二	共産党議員団	300,000円×12月	3,600,000	3,750,566	0
10	鎌田 守恭	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,188,502	0
11	黒島 啓	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,801,184	0
12	五所野尾 恭一	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,733,168	0
13	斉藤 勝範	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,788,935	0
14	佐伯 明浩	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,304,789	0
15	白井 昌幸	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,819,403	0
16	白川 容子	共産党議員団	300,000円×12月	3,600,000	3,209,979	390,021
17	砂川 保	社民党・県民連合	300,000円×12月	3,600,000	4,098,804	0
18	十河 直	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,778,763	0
19	高木 英一	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,906,665	0
20	高城 宗幸	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,627,122	0
21	高田 良徳	社民党・県民連合	300,000円×9月	2,700,000	2,147,476	552,524
22	竹本 敏信	社民党・県民連合	300,000円×12月	3,600,000	4,992,494	0
23	谷 久 浩一	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,776,593	0
24	辻村 修	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,089,533	0
25	都築 信行	公明党議員会	300,000円×12月	3,600,000	2,408,509	1,191,491
26	西川 昭吾	無所属	300,000円×12月	3,600,000	3,710,262	0
27	新田 耕造	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,638,561	0
28	花崎 光弘	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,866,163	0
29	平木 享	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,536,820	63,180
30	広瀬 良隆	公明党議員会	300,000円×12月	3,600,000	1,893,860	1,706,140
31	米田 晴彦	社民党・県民連合	300,000円×12月	3,600,000	4,474,719	0
32	松原 哲也	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,724,465	0
33	松本 公継	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,866,276	0
34	水本 勝規	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,230,000	0
35	三野 康祐	社民党・県民連合	300,000円×12月	3,600,000	4,080,004	0
36	宮本 欣貞	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,606,273	0
37	村上 豊	民主党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,531,634	68,366
38	森 裕 行	社民党・県民連合	300,000円×12月	3,600,000	4,222,283	0
39	山下 昭史	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,675,343	0
40	山田 正芳	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,727,457	0
41	山本 悟史	民主党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,575,764	0
計				146,700,000	157,001,288	3,971,722

(備考)

※ 会派欄中、「自民党議員会」は「香川県議会自由民主党議員会」、「社民党・県民連合」は「香川県議会社会民主党・県民連合」、「公明党議員会」は「香川県議会公明党議員会」、「共産党議員団」は「日本共産党香川県議会議員団」、「民主党議員会」は「香川県議会民主党議員会」を示す。

2 議長及び議会事務局長に対する調査

議長に対し書面による調査を行い、必要に応じ追加調査を議会事務局長に対し実施し、その概要は次のとおりである。

(1) 会派共同政務活動費(香川地域政策センター費を含む。)

自民党議員会の会派共同政務活動費、社会民主党・県民連合の会派共同調査費及び香川地

域政策センター費について、政務活動費を充当した場合に議長に提出する書類の範囲について、次のとおり報告があった。

書類の範囲

政務活動費交付条例第8条により、議員に、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（収支報告書）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類（領収書等）の写しを添えて提出することを義務付けしている。領収書等については、政務活動費マニュアル19ページで領収書等の写しを領収書等添付票に添付して提出するものとしている。

なお、提出書類については各経費共通である。

(2) 議員連盟・政策研究会会費

香川県議会中議員連盟、産業政策研究会の会費について、政務活動費を充当した場合に議長に提出する書類の範囲について、次のとおり報告があった。

上記(1)の書類の範囲と同じ

(3) 意見交換会会費

会費制でない会合等に、政務活動費を充てることの可否及びその理由について、次のとおり報告があった。また、監査請求対象議員の意見交換会の件数及び金額のうち、監査請求内容と異なるものとして、氏家孝志議員の件数は49件で金額は306,000円、平木享議員の件数は65件、森裕行議員の件数は103件で金額は515,000円であることが確認された。

なお、村上豊議員に係る1件については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

ア 可否

会費制でない会合等に対する支出は可と判断する。

イ 理由

(ア) 政務活動費交付条例の第2条第1項で、「政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するものとする。」とし、同条第2項で、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」と規定して、議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費や団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費に政務活動費を充てることを認めている。

(イ) 会費制でない会合等に対する支出については、それらの団体等との住民相談や意見交換等を行うに際して、政務活動費交付条例第2条第2項別表に定める経費として支出されたものに、政務活動費を充てることができる。

(4) 議員12名の広報費

綾田福雄議員、新井由泰議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、黒島啓議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、白井昌幸議員、高木英一議員、都築信行議員、広瀬良隆議員及び山本悟史議員に係る広報誌等の現物及び領収書の写しの提出並びに広報費の状況についての報告があり、その内容は次のとおりであった。また、広報費のうち、監査請求内容と異なるものとして、新井由泰議員の金額は2,756,264円、佐伯明浩議員の件数は3件、広瀬良隆議員の件数は15件で金額は129,067円であることが確認された。

なお、新井由泰議員については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた広報費の支出は1,378,131円に減額されている。また、これと併せて、調査研究費、人件費及び事務費の追加修正が行われている。

議員名	広報物	作成部数	政務活動費の 充当対象	政務活動費 充当額	配布方法
綾田福雄	活動紹介リーフレット	2,000	制作・印刷代	17,280	各種意見交換会での配布等
新井由泰	県政報告リーフレット	25,000	制作・印刷代 封筒 宛名・封入作業 郵送料	1,378,131	郵送・各種意見交換会での配布等
	県政報告リーフレット	33,000			
尾崎道広	活動報告	30,000	印刷代	864,460	ボランティアによる配布及び各種意見交換会での配布等
	活動報告	20,000			
香川芳文	活動紹介リーフレット	5,000	制作・印刷代	85,320	各種意見交換会での配布等
黒島 啓	活動紹介リーフレット	5,000	制作・印刷代	21,600	新聞折込（読売、産経、毎日、朝日）
斉藤勝範	政務活動報告 平成27年春号	5,000	作成費	151,200	各種意見交換会での配布等
佐伯明浩	活動紹介リーフレット	5,000	制作・印刷代	125,820	各種意見交換会での配布等
	県政報告（ハガキ）	7,600			
白井昌幸	活動紹介リーフレット	4,000	制作・印刷代 封筒	100,145	各種意見交換会での配布・郵送等
	活動報告	4,000			
高木英一	活動紹介リーフレット	10,000	制作・印刷代 郵送料	130,835	郵送・各種意見交換会での配布等
都築信行	県政だより	12,000	作成費 送付用紙袋 クリアパック ラベルシール 送料	807,624	各種意見交換会での配布等
	県政だより	15,000			
広瀬良隆	けんみん通信 （2014春）	8,375 （対象用紙 枚数）	印刷代 用紙代 拡大コピー代 配布代	129,067	アルバイト及び本人による配布
	けんみん通信 （2014夏）				
	けんみん通信 （2014秋）	7,000			
	広報誌	1			
	広報誌	1			
	広報誌	1			
山本悟史	県政レポート （2014年春号）	—	制作費 印刷代 新聞折込料 ポスティング料	4,575,764	ポスティング・新聞折込
	県政レポート （2014年初夏号）	195,500			
	県政レポート （2014年夏号）	202,000			

(5) 議員5名の会場費

鎌田守恭議員、黒島啓議員、砂川保議員、谷久浩一議員及び新田耕造議員に係る県政報告会・県政に関する意見交換会の会場費について、次のとおり報告があった。

議員名	県政報告会・県政に関する意見交換会				会場費		左記以外の 飲食提供の 有無
	日時 (開始時～終了時)	場所	出席者	内容	金額 (円)	支出の具体的内訳	
鎌田守恭	平成26年5月22日 19:00～20:30	喜代美山荘 花樹海	61名	経済人との意見 交換と県政報告 (前期)	20,000	会場借上げ	有 (出席者負担)
	平成27年1月20日 19:00～20:30	喜代美山荘 花樹海	54名	経済人との意見 交換と県政報告 (後期)	20,000	会場借上げ	有 (出席者負担)
	平成27年1月29日 19:00～20:30	喜代美山荘 花樹海	43名	中小企業者及び 団体との意見交 換と県政報告	20,000	会場借上げ	有 (出席者負担)
黒島 啓	平成27年1月31日 準備16:00～ 報告会18:00～19:00	ベイリゾ ットホテル小 豆島	69名	教育について 県の取組みにつ いて	30,000	会場費、 机、椅子、 看板、駐車 場、湯茶	無
	平成27年2月6日 準備15:00～ 報告会17:30～18:30	ホテルたる や	57名	教育について 県の取組みにつ いて	25,000	会場費、 机、椅子、 看板、駐車 場、湯茶	無
砂川 保	平成26年12月18日 14:00～15:00	三本松ロイ ヤルホテル (曙の間)	70名	交通事故多発、 TPP、人口減 少、原発問題等 について	34,560	会場費 コーヒー	無
	平成27年2月8日 14:00～15:00	三本松ロイ ヤルホテル (曙の間)	71名	地域の再生と深 刻化する人口減 少化問題につ いて	31,320	会場費 コーヒー	無
	平成27年3月23日 14:00～15:30	三本松ロイ ヤルホテル (曙の間)	70名	人口減少問題に ついて	27,540	会場費 コーヒー等	無
谷久浩一	平成26年6月7日 17:30～21:00	シーサイド ホテル松風	80名	県政報告会 有識者会	50,000	会場費 茶菓子費	有 (出席者負担)
	平成26年6月28日 18:00～21:00	ホテルニュー 海風	30名	県政報告会	30,000	会場費	有 (出席者負担)
	平成26年7月26日 18:00～21:00	ホテルニュー 海風	41名	県政報告会	30,000	会場費	有 (出席者負担)
	平成26年9月6日 17:30～21:00	シーサイド ホテル松風	62名	県政報告会 有識者会	40,000	会場費 茶菓子費	有 (出席者負担)
	平成26年10月11日 17:30～21:00	シーサイド ホテル松風	80名	県政報告会 有識者会	50,000	会場費 茶菓子費	有 (出席者負担)
	平成27年1月13日 18:00～21:00	小豆島グラ ンドホテル 水明	20名	県政報告会 町振興策	22,500	会場費	有 (出席者負担)
	平成27年2月5日 19:00～20:00	オアシス	15名	県政報告会	9,600	会場費	有 (出席者負担)
新田耕造	平成27年3月7日 12:00～14:00	オークラホ テル丸亀	約180名	国政・県政内外 の動向	80,000	会場費	有 (出席者負担)

(6) 村上豊議員の携帯電話に関する調査委託費及び廃棄物行政に関する調査委託費

携帯電話に関する調査委託及び廃棄物行政に関する調査委託について、それぞれ業務委託契約書の写し、調査委託報告書の写し及び領収書の写しの提出があった。

これによると、携帯電話に関する調査委託については、契約日を平成26年7月1日、業務委託料を300,000円、業務内容を高松市内の小中学校における児童・生徒の携帯電話の所持及び利用の実態等の調査とするものであった。

また、廃棄物行政に関する調査委託については、契約日を平成26年9月25日、業務委託料

を400,000円、業務内容を県内の各自治体における事業系一般廃棄物の処理の実態等の調査とするものであった。

なお、携帯電話に関する調査委託費については、監査期間中、議員から収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

(7) 平木享議員のホームページ更新委託料

業務委託契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、契約内容は、契約日を平成26年4月1日、業務委託料を216,000円（消費税16,000円を含む。）、業務内容をホームページ企画・制作管理・パソコン業務とするものであった。また、ホームページ更新の内容、成果について、「更新内容は、ホームページ全体であり、その業務内容については、業務委託契約書に記載しているように、ホームページ企画・制作管理・パソコン業務である。」と説明されている。

なお、当該ホームページ更新委託料については、監査期間中、議員から収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

(8) 村上豊議員のアンコールワット視察費、シンガポール視察費、富岡製糸場視察費、世界遺産に関するDVD作成費及びパソコン購入費

議員引退を決定した時期がわかるもの、各視察の報告書等の写し、世界遺産に関するDVDの現物（複写）、パソコンに関する報告書及び各領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があり、その内容は次のとおりであった。また、監査請求内容と異なるものとして、アンコールワット視察費の件数は4件で金額は183,260円、富岡製糸場視察費の金額は57,430円であることが確認された。

なお、世界遺産に関するDVD作成費及びパソコン購入費については、監査期間中、議員から収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

ア 議員引退を決定した時期がわかるもの

提出された平成27年2月10日の朝日新聞記事の写しにおいて、民主党県連代表が、同月8日の県連常任幹事会で、村上豊議員が4月の県議選に立候補しないことを報告した旨が記載されている。

イ 各視察について

世界遺産アンコールワットの視察については、文化遺産の保存と復旧の取組みが問題となっているアンコールワット周辺遺跡群の荒廃状況や復旧、修繕等の現状について調査することを目的に、平成26年11月19日から同月23日までの日程で、バンテアイ・スレイ、アンコールワット、ロリュオス遺跡群、アンクルトム及びベンメリヤ遺跡への視察が行われたものであった。シンガポールの視察については、県産農産物の海外販路の展開及びサンポート高松の活用策の調査を目的に、平成27年2月6日から同月9日までの日程で、ガーデンズ・バイ・ザ・ベイ、シンガポール高島屋及びシンガポール伊勢丹への視察が行われたものであった。富岡製糸場の視察については、世界遺産登録を契機とする観光客誘致等の調査を目的に、また、八ッ場ダム建設現場の視察については、街の移転の進捗等現場の状況の調査を目的に、平成27年3月19日から同月21日までの日程で、それぞれへの視察が行われたものであった。

ウ 世界遺産に関するDVDについて

DVDの内容は、タイトルを「世界遺産の荒廃と修復について」、撮影場所をカンボジア国シムリアップとし、世界遺産アンコールワットの荒廃、修復の状況が撮影されたものであ

った。また、作成日は、平成26年12月、作成目的及び用途は、「広報活動のため、現地説明のため、文化財保護活動」のためとする説明であった。

エ パソコンについて

平成27年1月にデスクトップパソコンを購入したもので、購入理由は「以前使用しているのが壊れた」ため、用途は「写真の保管、文書の保管、議会原稿の作成、ネットによる資料の調査、議会議事録の調査、発言の確認、メールによる他県との情報交換」とする説明であった。

(9) 議員16名の香川県相撲連盟に対する香川県スポーツ振興調査のための費用

綾田福雄議員、有福哲二議員、石川豊議員、氏家孝志議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、白井昌幸議員、高城宗幸議員、谷久浩一議員、辻村修議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、平木享議員、松原哲也議員、宮本欣貞議員及び山田正芳議員に係る香川県相撲連盟に対する香川県スポーツ振興調査の具体的内容の報告、香川県相撲連盟・香川県高等学校相撲振興会に関する資料及び領収書の写しの提出があり、その内容は次のとおりであった。

ア 香川県スポーツ振興調査の具体的内容

小・中・高校等における相撲に関する活動や施設、競技者数の現状、各種相撲競技大会の状況、香川県相撲連盟の取組等についての調査が行われたものであった。

イ 香川県相撲連盟の概要

相撲の精神、技術の普及発達等を図るとともに相撲を通じて、心身の健全な発達に寄与することを目的に、相撲に関する県内競技会、研修会、講習会等の開催並びに後援などの事業を行っている団体である。

ウ 香川県高等学校相撲振興会の概要

香川県の高等学校における相撲競技の振興に寄与することを目的に、香川県の高等学校における相撲競技に対する援助に関する事業などを行っている団体である。

(10) 議員9名の香川県議会防衛議員連盟主催の自衛隊活動等に関する研修会費

綾田福雄議員、氏家孝志議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、斉藤勝範議員、辻村修議員、新田耕造議員、松原哲也議員及び山田正芳議員に係る香川県議会防衛議員連盟主催の自衛隊活動等に関する研修会の具体的内容の報告及び領収書の写しの提出があった。

これによると、研修会の内容は、平成26年10月15日に議会庁舎第6委員会室において、国会議員を講師に「21世紀の道しるべ～安全保障の側面から～」をテーマとした講演が行われ、引き続き高松市内において意見交換会が行われたものであった。

なお、香川県議会防衛議員連盟主催の自衛隊活動等に関する研修会費については、監査期間中、上記9名の議員から収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

(11) 議員4名の香川県議会中讃議員連盟主催の勉強会費

石川豊議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員及び高城宗幸議員に係る香川県議会中讃議員連盟主催の勉強会の具体的内容の報告及び領収書の写しの提出があった。

これによると、勉強会の内容は、平成27年1月6日に丸亀市内において、国会議員を講師に香川県の活性化に関する勉強会が行われたものであった。

なお、香川県議会中讃議員連盟主催の勉強会費については、監査期間中、上記4名の議員から収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

(12) 氏家孝志議員のブランド化に関する意見交換の費用

ブランド化に関する意見交換の具体的な内容の報告及び領収書の写しの提出があった。

これによると、意見交換の内容は、平成26年11月18日に東京都内の大手化粧品会社において、同社社員と、本県の観光地及び特産品等のブランド化の推進方法等について意見交換が行われたものであった。

(13) 香川芳文議員の雑誌「倫風」の購入費

一般社団法人実践倫理宏正会が発行する雑誌「倫風」の現物の一部として2冊及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、「倫風」の内容は、多様な角度からの倫理に沿った生き方の考え方や実践等に係る有識者の様々な提言などが掲載されているものであった。また購入理由は、「倫風は道徳を説いており、社会規範や家庭生活の道を知る上で有用である。社会の流れを知るために毎月購入している。」とする説明であった。

(14) 平木享議員の駐車場代

駐車場の賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出があった。

これによると、契約内容は、契約日を平成7年4月1日、賃料を1台分月額5,000円、7台分35,000円とするものであった。このうち、3台分について2分の1に按分した額に政務活動費を充当していた。

なお、3台分のうち監査請求のあった1台分（2分の1に按分されたもの）については、監査期間中、議員から収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

3 監査委員の判断

(1) 監査の視点

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の地方自治法改正により政務調査費として制度化されたものであり、平成24年の地方自治法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ使途について拡大できるようにされたものである。

改正された地方自治法では、政務活動費の交付の対象や額、交付の方法に加え、充当できる経費の範囲についても、条例で定めなければならないこととされており、これを受けて、香川県では平成24年12月に香川県議会政務調査費交付条例を改正し、題名も香川県議会政務活動費交付条例に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について定め、対象経費とその内容を別表に掲げている。

もとより、議員の職責は広範なものであり、これに応じて政務活動も広範にわたるものであるから、その外縁を明確に定義することは困難である。また、議員の特定の活動が、政務活動と政治活動の性質を併せもつ場合があることも否定できない。

そこで、香川県議会では、平成25年3月に香川県議会改革検討委員会において、政務活動費マニュアルを作成し、政務活動費の使途基準の具体的内容や考え方などを明らかにしている。これについては、全国都道府県議会議長会が示した考え方を参考に決定されたものであり、全国共通の標準的な基準に沿うものであって、一定の合理性を有するものと考えられる。

もちろん、政務活動費マニュアルは、法規範性を有するものではない。したがって、同マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると即断することはできない。

しかしながら、政務活動費マニュアルは、全ての会派の議員によって構成された香川県議会改革検討委員会でまとめられたものであって、「平成25年4月から交付される政務活動費について、その使途基準や手続き等の実務を定めたマニュアルの検討を行い、決定した。」とされており、各議員にとっても政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このように政務活動費マニュアルは、政務活動費交付条例で定めるところの政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的内容を推知させるものであって、使途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

したがって、政務活動費の個々の具体的な支出が条例で定める経費に該当するか否かの判断に当たっては、議員から提出された収支報告書等を基に、まず、それが政務活動費マニュアルの定めにも適合するか否かを基準とし、これにより難しいものについては、当該政務活動費の支出の時期、場所、内容、効果等を総合的に考慮し、社会通念に従い判断するのが妥当である。

議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性、自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の裁量的判断に委ねられているものであるが、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費についても公金である以上、政務活動費の支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、地方自治法、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程及び政務活動費マニュアルによるほか、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の不当な支出として示されたものについて、次のとおり判断する。

(2) 個々の監査対象についての判断

ア 会派共同政務活動費（香川地域政策センター費を含む。）

(ア) 政務活動費を会派共同政務活動費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が定められており、これらについては、共同で実施するものが含まれている。その意味について、政務活動費マニュアルでは、議員と会派等が想定されるとし、政務活動費を会派共同政務活動費や議員連盟会費等に充当することを認めている。

(イ) 会派共同政務活動費の支出に係る報告の要否

請求人は、議員が所属する会派が議員の政務活動費を財源として行う支出については、その使途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の使途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められないと主張するが、政務活動費交付条例では、政務活動費に係る収入及び支出の報告書に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類の写しを添えて議長に提出すれば足り、政務活動費による支出の支出先である会派等が領収書等の写しを添えて収支報告をしなければならな

いという定めはなく、会派等からの報告がなくても不当であるとはいえない。

もっとも、自由民主党議員会共同政務活動費の会費は年額63万円、社会民主党・県民連合の共同政務活動費の会費は年額14万4千円、香川地域政策センターの会費は年額33万6千円に及ぶのに、各議員の収支報告書に領収書が添付されて明確になるのは、その会費の支払のみであり、それがその後具体的にどのような用途に支出されたのかについては明らかにされないのであって、政務活動費の用途の透明性をも目的とする法の趣旨に照らして必ずしも十分とはいえない面もあるものの（例えば、議員がこれらの会費に係るものとは別に調査研究活動を行った場合にはその支出に関する領収書等が添付されて用途が明確になるのに、同じ議員がこれらの会費に基づいて同様の調査研究活動を行った場合にはそれらの支出が明らかにならない。）、仙台高裁平成22年（行コ）第20号平成23年9月30日判決を参考にすれば、用途基準に合致しないとまではいえない。

(ウ) 会派共同政務活動費の支出の適否

地方公共団体の政務調査費に係る条例に関するものではあるが、最高裁平成20年（行ヒ）第386号平成21年12月17日判決を参考にすれば、政務活動費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるため、執行機関と議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務活動費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止する観点から、政務活動費交付条例は、政務活動費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。

また、「政務調査費の返還請求を求める側においては、各会派又は各議員の提出した収支報告書のほかに自らが収集した資料をもって、個別具体的な支出が用途基準に適合しないことを主張立証するほかないものと解するのが相当である」（大阪高裁平成23年（行コ）第96号平成24年1月31日判決）とされていることも参考にすれば、本件請求において、請求人は、「平成25年度分の政務活動費に係る住民訴訟において、会派共同政務活動費に関して、支出の用途に関する文書の送付を求めたところ、社会民主党・県民連合の会派共同政務活動費と香川地域政策センター費については、政党活動に支出されていたと判断せざるを得ない資料が提出されていること、また、自由民主党議員会の会派共同政務活動費に関しては提出に応じず、提出を拒む背景には不適正な支出等の問題が隠されている可能性も高いと推認される」と主張するが、これらは、現在係争中の平成25年度の政務活動費について言及しているもので、しかも、自らの見解を憶測も含めて述べているに過ぎず、本件住民監査請求の対象である平成26年度の会派共同政務活動費の支出の違法性、不当性について確たる証拠を示したものとはいえない。

これらを総合的に考慮すると、会派共同政務活動費の支出は、政務活動費交付条例で定める手続を経ているものであって、請求人においては、政務活動費に係る個別具体的な支出が用途基準に適合しないことを明示しておらず、既に述べたとおり政務活動費の用途制限違反が明らかになるまでとはいえない。

よって、会派共同政務活動費の支出は、違法又は不当であるとまではいえない。

イ 議員連盟・政策研究会会費

(ア) 政務活動費を議員連盟・政策研究会会費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が定められており、これらについては、共同で実施するものが含まれている。その意味について、政務活動費マニュアルでは、議員と会派等が想定されるとし、政務活動費を会派共同政務活動費や議員連盟会費等に充当することを認めている。

(イ) 議員連盟・政策研究会会費の支出に係る報告の要否

請求人は、議員が所属する議員連盟又は政策研究会が議員の政務活動費を財源として行う支出については、その使途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の使途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められないと主張するが、政務活動費交付条例では、政務活動費に係る収入及び支出の報告書に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類の写しを添えて議長に提出すれば足り、政務活動費による支出の支出先である会派等が領収書等の写しを添えて収支報告をしなければならないという定めはなく、会派等からの報告がなくても不当であるとはいえない。

もっとも、中讃議員連盟の会費は年額12万円、産業政策研究会の会費は年額12万5千円に及ぶのに、各議員の収支報告書に領収書が添付されて明確になるのは、その会費の支払のみであり、それがその後具体的にどのような使途に支出されたのかについては明らかにされないのであって、政務活動費の使途の透明性をも目的とする法の趣旨に照らして必ずしも十分とはいえない難い面もあるものの、上記ア(イ)と同じ理由により、使途基準に合致しないとまではいえない。

(ウ) 議員連盟・政策研究会会費の支出の適否

上記ア(ウ)と同じ理由により、議員連盟・政策研究会会費の支出は、違法又は不当であるとまではいえない。

ウ 意見交換会会費

(ア) 政務活動費の意見交換会会費への充当

a 意見交換会の意義

議会議員が、住民に対し県政に関する情報を報告・提供するとともに、住民からの意見・要望を聴取することは、議員の活動として当然のものであり、このことは否定されるべきものではない。むしろ、このような議員と住民との直接対話は、活発に行われるべきである。

また、議員と住民の意見交換は、議員が主催して意見交換会を開催するよりも、場合によっては、地元自治会等の様々な機会を活用する方が、多くの住民の出席が望め、幅広く地域に密着した生の声を聴取することも可能であり、それら様々な機会を活用して意見交換が行われることも否定することができない。

b 政務活動費を意見交換会会費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、会議費として「団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費」が、研修費として「団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費」が、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

したがって、意見交換会に係る経費について、会議費、研修費、調査研究費又は広聴広報費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

c 政務活動費を充当することのできない経費

政務活動費マニュアルによると、意見交換会に係る経費については、一方で、冠婚葬祭などの出席（葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等）や、親睦会、レクリエーション等への参加のための経費などは、私的経費への支出であって、政務活動費を充当することに適しない支出であるとされ、また、飲食・会食を主目的とする各種会合や、バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とはいえない場所での飲食、議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席、公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を越えた飲食への支出も、政務活動費を充当することに適しない支出であるとされている。

(イ) 各議員の意見交換会会費の支出の適否

a 会費制でない意見交換会会費の支出の適否

地方自治法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されている。

したがって、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法、充当可能な経費の範囲については、各地方公共団体の裁量に委ねられており、それぞれの団体の規模や地域の実情、議員の調査研究活動の実態等の諸事情を考慮して、条例で定めることが可能であると解することができる。

香川県では、地方自治法第100条第14項の規定を受け、政務活動費交付条例を制定するとともに、その具体的運用については、政務活動費マニュアルを作成している。

請求人は、会費が明確に設定されていない会合に「意見交換会会費」等の名目で政務活動費を支出することは、全国の都道府県議会においても特異な支出であると主張するが、そもそも、政務活動費を充てることができる経費の範囲は各地方公共団体の条例で定められるものであり、地方公共団体間で取扱いが異なることもあり得る。

また、本県の政務活動費マニュアルにおいては、会費が明確に設定されていない会合に政務活動費を充当できないとはされておらず、議会議長の説明でも、会費制でな

い会合等に対する支出については、団体等との住民相談や意見交換等を行うに際して、政務活動費交付条例第2条第2項別表に定める経費として支出されたものに、政務活動費を充てることができるとしている。

本件支出については、全て、証拠書類として、同条例で定める領収書等の写しが提出されていることから手続は適正に行われており、違法又は不当な支出であるとはいえない。

b 個々の意見交換会会費の支出の適否

個々の意見交換会会費において不適切な支出があるか否かについては、その判断の前提として、最高裁平成元年（行ツ）第68号平成2年6月5日判決に示すとおり、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきである。

本件住民監査請求に係る意見交換会会費のような種類のものの違法性又は不当性は、事柄の性質上、個別の支出ごとに判断するほかないと考えられることから、その監査請求においては、違法性又は不当性を推認させるに足ることを証する書面を添えて、個別的、具体的に摘示することを要するものというべきである。

請求人は、飲食が主目的と思われる会合等に政務活動費を支出しており「意見交換」の内容についても全く明らかにされていないことからその支出が適正であるとは到底考えられないと主張するが、具体的に飲食を主目的とする会合であったことを示す内容はなく、調査研究活動の範囲は広く解されているところ、違法な支出があったことを推認させるだけの一般的、外形的な事実の存在を具体的に主張したとまではいえない。また、広範多岐にわたる議員活動の中でなされる意見交換が、どのような内容であったかの報告を全議員が全て行うことは困難であり、法令等にもそのような定めはない。

したがって、この点においても、請求人の主張は合理性がなく認めることはできない。

(ウ) 公職選挙法違反の判断

公職選挙法第199条の2第1項では、同項ただし書きに当たる場合を除き、公職の候補者等は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならないとされ、同法第249条の2にはこれに違反した場合の罰則も定められている。

請求人は、会費制でない会合への支出は公職選挙法で禁止された寄附行為に該当するものであると主張し、今回の監査において公職選挙法違反の判断をすることを監査委員に求めているが、監査委員は、意見交換会会費を支出した各議員の行為が公職選挙法の規定に違反するかどうかの点まで判断をすることはできない。

エ 議員12名の広報費

(ア) 政務活動費を広報費に充当することの可否

- a 政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が、資料作成費として「議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費」が明記されている。

議員のリーフレット作成・印刷費等についても、広聴広報費のうちの広報費、あるいは資料作成費であり、政務活動費をその経費に充当すること自体は許容されている。

請求人も、監査請求書の中で「県政や議会活動について広く県民に知らせ、その意見を聴くという広聴広報はきわめて重要な活動である」と述べている。

- b 名古屋高裁平成23年（行コ）第35号平成25年1月31日判決、奈良地裁平成25年（行ウ）第15号平成26年11月27日判決その他の判決を参考にすると、議員の広報活動は、選挙民を主たる対象として、その時々の政治的、行政的課題についての自己の見解や活動内容を明らかにし、逆に選挙民等から示された反応や意見をその後の活動に反映させることにより、自分に対する支持や理解を取り付けることが主たる内容となるものである。そのため、議員の広報活動は、政治活動、後援活動としての性格を併有する場合もあり、支持者の拡大を図るという機能を有する面もあることは否定し難い。

しかしながら、現代における政治的、行政的課題の相当部分は、最終的には主権者である有権者が示した意向に沿って取り込まれるべきものである上、その前提として有権者に対して様々な情報が提供され、適切な判断が形成される必要があることもいうまでもないから、議員の行う広報活動も、このような相互作用が全く期待できないようなものでない限り、議員の有する広範な職責を果たすために有益な政務活動に当たり、そのための費用は、政務活動費の本来の趣旨・目的に沿った支出でないとはいえない。

したがって、専ら選挙活動の経費として支出したとみるべき特段の事情がない限り、支出された広報費は、使途基準に反するものとはいえないと解するのが相当である。

- (イ) 平成26年度に政務活動費を広報費に充当することの可否等

請求人は、選挙前年度である平成26年度に広報費の支出があることから、明らかに選挙対策の費用である可能性が極めて高いと述べ、選挙対策の費用でないことが明確に示されない限り、適法な支出とはいえないと主張する。

しかしながら、平成26年度に広報費の支出があるからといって、それだけをもって選挙対策の費用であるとは即断しがたい。

また、既に述べたように、専ら選挙活動の経費として支出したとみるべき特段の事情がない限り、広報費は、使途基準に反するものとはいえないと解するのが相当である。

- (ウ) 各議員の広報費の支出の適否

- a 各議員の広報費の支出において専ら選挙活動の経費として支出されたものはないか判断するため、監査委員は、議会議長に、綾田福雄議員、新井由泰議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、黒島啓議員、齊藤勝範議員、佐伯明浩議員、白井昌幸議員、高木英一議員、都築信行議員、広瀬良隆議員及び山本悟史議員の12名の各議員のリーフレット若しくは広報誌又は県政レポートの現物の提出を求め、当該リーフレット等を確認したところである。

b 綾田福雄議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、黒島啓議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、白井昌幸議員、高木英一議員、都築信行議員、広瀬良隆議員及び山本悟史議員の11名の各議員のリーフレット等には、各議員の政治理念、県政に関する政策のほか、議員として挙げた実績をアピールする内容の記事も掲載されていることが認められたが、それを専ら選挙活動のためのものであるとまで断定できるものはなかった。

それぞれの議員が自らの活動実績を示して、それに対する選挙民の反応や意見を今後の活動に反映させることは、本来の政務活動に反するものとはいえず、政務活動費の本来の趣旨・目的に反するとまではいえないと判断するのが相当である。

c 新井由泰議員のリーフレットは、両面刷りであり、その片面には、県政に関する報告が記載されており、政務活動費の本来の趣旨・目的に反するとまではいえないものである。

しかしながら、一方の面は、全体を議員本人の顔写真が占めており、選挙ポスターと類似したものであって、議員個人の宣伝的側面が強いといわざるを得ない。

広報費について、政務活動費マニュアルでは、県政報告など政務活動の内容しか掲載していない場合は、按分せずに充当できることとなっているが、実績の把握が困難な場合は、政務活動費の負担割合を2分の1以内とするとされており、新井由泰議員の広報費については、少なくとも政務活動費で充当する割合を2分の1とすることが適当である。

請求人は、新井由泰議員が政務活動費を充てた広報費を1,378,132円としているが、監査委員が調査したところ2,756,264円と認められたため、その2分の1である1,378,132円については政務活動費を充てることは適当でないと考えるところ、既に新井由泰議員から収支報告書等修正届が議長に提出され、当該広報費の支出については、2分の1は減額されていることから、修正後の広報費に関しては、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

d 請求人は、山本悟史議員が政務活動費の全額を県政レポート関連経費に支出しており、県政報告に該当しない部分や政党関係の記事についても按分されておらず、政務活動費で選挙対策を行っているといわざるを得ないことから、少なくとも半分は不当支出であると主張している。

しかしながら、政務活動費における広報費の占める割合の上限が、政務活動費交付条例その他の規程で定められているわけではなく、政務活動費の全額を県政レポートに係る経費に充当したからといって、政務活動費の用途制限に違反するものではない。また、既に述べたとおり監査委員に提出された山本悟史議員の県政レポートの現物では、専ら選挙対策の広報と断定できるような記事の掲載は確認できず、請求人の主張には首肯できない。

オ 議員5名の会場費

(ア) 政務活動費を県政報告会・県政に関する意見交換会の会場費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、会議費として「議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費」が、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費が、広聴広報費と

して「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、これらの経費に係る具体的な支出費目の一つとして、「会場費・機材借上費」、「食糧費」などを掲げている。

したがって、県政報告会・県政に関する意見交換会の会場費等について、会議費、研修費、広聴広報費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 政務活動費を飲食費に充当することの可否

政務活動費マニュアルによると、政務活動費を充当することに適しない例として、飲食・会食を主目的とする各種会合や、バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とはいえない場所での飲食、公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を越えた飲食への支出を挙げている。

また、食糧費に関して、茶菓子代については、社会通念上、妥当な金額であれば、政務活動費の充当は可能としているが、留意点として、「政務活動としての会議との一体性が必要である。」「酒の提供は、懇親的、交際的な比重が強くなり誤解を生みやすいため、極力避けるべきである。」「何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず、飲食物（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。）を提供することができない。」としている。

(ウ) 県政報告会等に係る会場費の支出の適否

監査委員は、住民監査請求の対象とされている鎌田守恭議員、黒島啓議員、砂川保議員、谷久浩一議員、新田耕造議員に係る県政報告会・県政に関する意見交換会について、議会議長に対し、会の内容や場所、支出の状況等を調査した。その結果、それぞれ、一般的に各種会合の利用に供される施設を利用して、県政の報告や意見交換が行われており、その借上げ金額も出席者の人数に見合う程度の規模の施設使用料として妥当なものであることが確認された。また、会場費中に飲食代が含まれていた、黒島啓議員に係る2件、砂川保議員に係る3件及び谷久浩一議員に係る3件は、それぞれ参加者に湯茶等を提供していたものであるが、これらは、一般的に提供される程度のものであり、社会通念上相当と認められる範囲内のものであるといえる。一方、鎌田守恭議員に係る3件、谷久浩一議員に係る7件（上記3件を含む。）及び新田耕造議員に係る1件については、飲食を伴うものではあったが、その経費は、別途、出席者の負担としていたものであり、政務活動費は充当されていない。

請求人は、具体的な内容が不明であり、飲食が主目的としか考えられない施設もあり、飲食を伴う支出は認められず、有権者に飲食を提供したとすれば違法な支出であると主張するが、以上により、いずれも、政務活動費交付条例、政務活動費マニュアルに掲げる使途基準に適ったものと認められ、政務活動費を充てた支出が違法又は不当なものではない。

カ 村上豊議員の廃棄物行政に関する調査委託費

(ア) 政務活動費を調査委託費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費

として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が明記されている。

したがって、調査を委託する費用について、調査研究費として政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

(イ) 調査委託費の支出の適否

監査委員は、議会議長に、村上豊議員に係る廃棄物行政に関する調査委託に係る委託契約書の写し及び成果報告書の写しの提出を求め、受託者の住所氏名、委託料、委託内容を確認したところ、受託者及び委託料については領収書の内容と一致し、委託内容については、県内各自治体における事業系一般廃棄物の処理の実態等について調査を委託したものであることが認められ、その成果報告書から当該調査委託の実績を確認することができた。

請求人は、委託契約書や成果物等が明らかになっておらず不当な支出であると主張するが、政務活動費交付条例等においては、委託契約書や成果物の提出は求められておらず、また、前述のとおり、委託業務が実際に行われ、その内容も県等の廃棄物行政に関する調査研究であり、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

キ 村上豊議員のアンコールワット視察費、シンガポール視察費及び富岡製糸場視察費

(ア) 政務活動費を視察費用に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が明記されている。また、政務活動費マニュアルにおいて、その具体的支出費目の一つとして、JRや航空機料金等の交通費や宿泊費が掲げられ、その実費を充当することを可能としている。

したがって、視察のための交通費、宿泊費について、調査研究費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

そもそも、政務活動費を充当した視察費用が違法又は不当であるか否かは、条例で定める政務活動費の用途基準に違反するか否かによって判断されるべきものであって、これは、引退する議員であっても同様というべきである。要するに、請求人は、観光旅行とも思われる駆け込み視察と言わざるを得ないと主張するが、観光旅行は、引退の有無にかかわらず、全ての議員においても違法又は不当な支出となるのであって、個々の視察内容によって、違法性、不当性の判断がなされるべきものである。

(イ) 視察費用の支出の適否

監査委員は、議会議長に、住民監査請求の対象とされている村上豊議員に係る視察について、報告書等の写しの提出を求めたところ、各視察の調査報告書の写しが提出された。これによると、アンコールワット視察については、世界遺産の保存と復旧等の現状についての調査を目的とするもの、シンガポール視察については、県産農産物の海外販路の展開とサンポート高松の活用策の調査を目的とするもの、富岡製糸場の視察については、世界遺産登録を契機とする観光客誘致等の調査を目的とするもの、八ッ場ダム建設現場の視察については、街の移転の進捗等現場の状況の調査を目的とするものであった。これらについては、それぞれ、県の文化行政や観光行政、土木行政に関係するもの

であることから、議員の調査研究に資するものといえ、視察行程にも問題があるとは認められないことから、これら視察に係る交通費、宿泊費については、調査研究費の支出として使途基準に違反しているものであるとはいえない。

(ウ) 引退時期との関係

平成27年2月8日に、村上豊議員が次期の県議会議員選挙に出馬しないことが正式に公になっている。しかしながら議員の任期自体は同年4月29日まで残されており、たとえその任期限りで議員を引くとしても、任期満了までは議員としての職責を全うする義務を有している。

請求人は、引退直前の不自然な支出であって不当な支出であると主張するが、議員の政務活動について時期の制限に係る定めはなく、また、前述のとおり、各視察については、政務活動との関連性が認められ、現に、シンガポールの視察に関しては、視察後の平成27年2月議会の経済委員会における質問の中でも触れられている。

よって、議員の任期満了約1ないし5か月半前の支出であることをもって不当とする請求人の主張には理由がない。

なお、「平成27年度政務活動費収支状況総括表（年度途中退職者分）」によると、村上豊議員は、平成27年4月分の政務活動費の全額を自ら返還している。

ク 議員16名の香川県相撲連盟に対する香川県スポーツ振興調査のための費用

(ア) 政務活動費を調査のための費用に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費、団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費」が、会議費として「議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費、団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費」が明記されている。

したがって、調査のための費用について、調査研究費、研修費、会議費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 香川県相撲連盟に対する香川県スポーツ振興調査のための支出の適否

監査委員は、議会議長に対し、香川県相撲連盟及び香川県高等学校相撲振興会の概要並びに住民監査請求の対象とされている関係議員に係る香川県スポーツ振興調査の具体的な内容について調査を行った。提出された資料によると、香川県相撲連盟は、相撲の精神、技術の普及発達等を図るとともに相撲を通じて、心身の健全な発達に寄与することを目的に、相撲に関する県内競技会や研修会、講習会等の事業を行っている団体であり、香川県高等学校相撲振興会は、香川県の高等学校における相撲競技の振興に寄与することを目的に、高等学校における相撲競技に対する援助等の事業を行っている団体であると認められた。また、スポーツ振興調査の内容については、小・中・高校等における相撲に関する活動や施設、競技者数の現状、各種相撲競技大会の状況、香川県相撲連盟の取組等についての調査が行われたものであった。

請求人は、どのような調査を行いどのような結果が報告されているのかが明らかでな

く、不当な支出であると主張するが、政務活動費交付条例等においては、調査報告書の提出は求められておらず、前述のとおり、当該相撲連盟等の活動内容やスポーツ振興調査の内容は県のスポーツ推進に係るものであり、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

請求人が、香川県相撲連盟の住所が代表の国会議員の香川事務所と同じであり、政務活動費が自民党香川県連に流れている可能性があることから不当な支出であるとの主張については、アマチュアスポーツその他各種の団体が、独立した事務所を有するのではなく、代表者宅等をその所在地とすることは一般的によく見られることであり、また、香川県選挙管理委員会がインターネットで公表している自由民主党香川県支部連合会及び当該議員の後援会の平成26年分の政治資金収支報告書を確認したところ、いずれも香川県相撲連盟からの収入は認められなかったことから、単なる憶測に過ぎず、請求人の主張には理由がない。

ケ 氏家孝志議員のブランド化に関する意見交換の費用

(ア) 政務活動費を調査研究に係る交通費等に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が明記されている。また、政務活動費マニュアルにおいて、その具体的支出費目の一つとして、JRや航空機料金等の交通費や宿泊費が掲げられ、その実費を充当することを可能としている。

したがって、調査研究のための交通費及び宿泊費に政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

(イ) ブランド化に関する意見交換費用の支出の適否

氏家孝志議員がブランド化に関する意見交換の費用として政務活動費を充当しているのは、意見交換に伴う交通費及び宿泊費の支出である。

監査委員は、議会議長に対し、氏家孝志議員に係るブランド化に関する意見交換の具体的な内容について調査したところ、平成27年11月18日に東京都内の大手化粧品会社において、同社社員と、本県の観光地及び特産品等のブランド化の推進方法等について意見交換が行われたものであることが確認された。

請求人は、意見交換を行った日時・相手先・場所が明らかでなく、実際の用途が不明であるから適法な支出と認められないと主張するが、前述のとおり意見交換が行われており、その内容は県の商工観光行政に係るものといえることから政務活動に適うものであり、これに伴う交通手段等にも問題があるとは認められないことから、当該意見交換に係る交通費、宿泊費については、調査研究費の支出として用途基準に違反しているものであるとはいえない。

コ 香川芳文議員の雑誌「倫風」の購入費

(ア) 政務活動費を雑誌購入費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、資料購入費として「議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入及び利用に要する経費」が

明記されている。

したがって、雑誌購入費に政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

(イ) 雑誌「倫風」購入費の支出の適否

政務活動費マニュアルでは、「書籍等の購入については、政務活動のために購入したものであり、当該書籍が政務活動に密接に関連する分野であることが必要」、「趣味、福利厚生を目的とした図書購入は不可」とされている。

監査委員は、議会議長に雑誌「倫風」の現物の提出を求め、その内容を確認したところである。それによると、多様な角度からの倫理に沿った生き方の考え方や実践等に係る有識者の様々な提言などが掲載されていることが認められた。

また、香川芳文議員の説明では、購入理由として、「倫風は道徳を説いており、社会規範や家庭生活の道を知る上で有用である。社会の流れを知るために毎月購入している。」とのことであった。

請求人は、県政と関係のない内容であり、明らかに私的な支出であると主張するが、議員には広範にわたる問題への対応が要求され、その活動は多岐にわたり、その一環としての議員活動をする上で、どのような図書や資料を必要とするかの判断については、個々の議員の自主的判断に委ねられ、調査研究活動としての必要性や県政との関連性を明らかに欠く場合を除き、広範な裁量が認められているものと解される。

本件雑誌購入について判断すると、教育行政等の面から当該雑誌が調査研究活動として無益ということではできず、調査研究活動の手段、方法及び内容の選択に関する議員の広範な裁量にも鑑みると、議員の合理的な裁量の範囲を逸脱しているとは認められず、違法又は不当な支出であるとはいえない。

第6 議会に対する要望

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、その使途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

政務活動費については、平成24年の地方自治法改正により、政務調査費が政務活動費と改称され、使途の範囲が拡大されるとともに、議長にその使途の透明性を確保する努力義務が規定されたところであり、その適切な支出について説明責任を果たすことが期待されている。

全国的に、政務活動費に対して住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされていることに鑑みても、これまで以上に、県民の負託と信頼に応えるため、政務活動費の使途の適正な運用と透明性の確保に努める必要がある。

こうした中、平成25年度政務活動費に引き続き、平成26年度政務活動費についても住民監査請求があり、監査を行ったところである。

平成27年5月8日付けの監査結果においても、議会に対する要望を述べたところであるが、改めて次のとおり強く要望する。

- 1 各議員が政務活動費交付条例で定める使途基準を遵守する必要があることはいうまでもないが、適正な支出が図られるよう、必要に応じ、政務活動費マニュアルについて、より詳細かつ具体的な基準を明示するなどその精緻化に努められたい。
- 2 議員から会派等への会費による支出については、支払いを証明する領収書の写しを添付してそ

の旨を報告すれば足りるとされているが、一方で、地方自治法では、会派に対しても政務活動費を交付できるようになっており、仮に、交付された会派が政務活動費を直接支出した場合は、収支報告書等の提出が求められると考えられることから、それとの均衡にも配慮し、透明性の確保に努められたい。

- 3 議員は、政務活動費について、収支に係る会計帳簿の調製、領収書等の整理、及びこれらの保存が義務付けられており、議長においては、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程及び政務活動費マニュアルに定められた使途基準に適合した支出が行われるよう的確な審査に努めるとともに、県民の信頼が確保されるよう適正な運用に努められたい。
- 4 政務活動費の使途の透明性の確保については、既に全ての支出に係る領収書等の写しの添付を義務付けるなどの措置が講じられているが、さらなる透明性の確保に努めるとともに、政務活動費が使途を限定して交付される公金であることを念頭に、その効率的かつ効果的な支出になお一層努められたい。